

令和6年度 九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜)

試験問題出題趣旨・配点・採点基準

- 憲法
- 行政法
- 民法
- 民事訴訟法
- 商法
- 刑法
- 刑事訴訟法

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

出題趣旨・配点・採点基準【憲法】

【出題趣旨】

本問の出題趣旨は、①事案を憲法上の問題として分析する力の有無、②プライバシー権に関する基本的な知識・理解の有無、③基本的な判例などの知識の有無、④知識を活かして、問題解決に結びつける思考力の有無、⑤以上の能力を、憲法上の主張として適切に表現する能力の有無等、を確認したものである。

設問（1）

【配点】30点

【採点基準】

- ・ プライバシー権の問題として事案を分析し、権利を構成できているか。
- ・ 事案における「投稿」を削除した場合、憲法上いかなる問題を生じさせるかを適切に認識できているか。
- ・ プライバシー保護の利益と、投稿を削除せずに一般の閲覧に供し続ける理由との比較衡量ができているか。
- ・ 比較衡量を適切に検討できているのか。

設問（2）

【配点】20点

【採点基準】

- ・ モデル小説が生じさせた「表現の自由」と「プライバシー権」の調整の問題について、適切に判例を指摘できているか。
- ・ 当該判例の知識・理解が十分であるか。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

出題趣旨・配点・採点基準【行政法】

・ 出題趣旨

1、従来は行政内部規範と考えられてきた通達が、現在ではそれを解釈上の根拠として原告の権利を基礎付けるような司法の判断がありうること、またそのような考え方の基礎となる理論などについて論じることを求めた。

2、審査基準の行政手続法上の位置付け、公表することの意義、処分の名宛人の権利との関係などについて検討するとともに、処分基準に関するものも含めてこの論点に関連しうる判例を挙げて比較しつつ論じることを求めた。

3、行政裁量が認められる処分について、裁判所がこれまでどのような姿勢で審査をしてきたかを説明するとともに、判断過程審査の意味内容や、それがどのような事案において用いられてきたか、この審査方式を運用する上での問題点などを論じることを求めた。

4、上乘せ条例の意味を説明するとともに、国の法令との抵触が問題となった際に、裁判所はどのような基準でそれを判断するかなどについて、重要な判例を挙げつつ論じることを求めた。

5、原告の権利救済の観点から必要とされる反復禁止効について、これが認められないとどのような不都合が生じるか、この効力が制度上いかなる根拠に基づいて認められうるのかなどについて論じることを求めた。

6、行政事件訴訟法の改正に伴い定められた「重大な損害」の意義と、同改正後に最高裁で示された判断の基準などについて論じることを求めた。

・ 配点

4問に均等配点で合計50点（各問に25点配点で採点し、その合計点を2で除して算出。小数点以下がある場合は繰上げ。）

・ 採点基準

出題趣旨に示したポイントなどが的確に取り上げられているかと、論述の整合性を総合的に判定して採点。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

出題趣旨・配点・採点基準【民法】

配点は、問題1が20点、問題2が30点である。

問題1の趣旨は、錯誤（95条）の要件に関する基礎的知識を具体的な事例に即して確認する点にある。要件を過不足なく提示した上で、本事例への正確なあてはめがなされていれば、相応の点数が与えられる。なお、平成29年改正前のものだが、最判平成元・9・14家月41巻11号75頁も参照。

問題2の趣旨は、不動産賃貸借において賃貸目的物が譲渡され、その際に賃貸人の地位が留保された場合の法律関係（605条の2）に関する基礎的知識を具体的な事例に即して確認する点にある。605条の2の基礎にある利益衡量を踏まえた上で、本条の要件及び賃貸目的物の譲渡人・譲受人間の賃貸借が終了した場合の規律内容の正確な理解が本事例に即して示されていれば、相応の点数が与えられる。なお、平成29年改正前のものだが、最判平成11・3・25判タ1001号77頁も参照。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

出題趣旨【民事訴訟法】

(1) 民事法上の貸金返還請求事件を例に、民事訴訟法4条の普通裁判籍、同5条の特別裁判籍によるルールが理解できているかを問うものである。

(2) 貸金返還請求事件を素材として、債務不存在確認請求訴訟において同一貸金債権の返還請求訴訟が提起された場合の処理のあり方を問うものである。

このうち、①は、貸金債務不存在確認請求の本訴に対し、被告債権者が貸金返還請求訴訟を反訴として提起した場合について、本訴および反訴をどう扱うべきか（それぞれにつきいかなる判決をすべきか）を問うものであり、関連する判例を踏まえたうえで検討されていることが望まれる。

次いで、②は、債務者による貸金債務不存在確認請求訴訟の係属中に、債権者が別訴として提起した貸金返還請求訴訟をどう扱うべきかを問うものである。二重起訴の禁止の趣旨等を正確に理解していることが求められているが、(1)で確認した管轄等を踏まえて、その効果（別訴についてどのような判決がなされるか）が検討されていればよい。

※配点は、試験問題に記載のとおり。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題
出題趣旨・配点・採点基準【商法・会社法】

【問題1】

○ 出題の趣旨

事例問題を通じて、取締役会決議が必要な「重要な財産の処分」に関する判例の理解と具体的事例への適用を問う問題である。

○ 配点

問題文参照

○ 採点基準

主に以下の事項に関する記述の正確性、論理的整合性、当てはめの適切性を中心に評価する。ただし、以下の事項以外に関する記述であっても、合理的である場合には加点する。特に、代表権濫用や利益相反取引の間接取引について論じている場合、一定の評価を与える。

・取締役会決議が必要な「重要な財産の処分」に関する判例法理の理解及び当該判例の本件への適用について

・「重要な財産の処分」に当たるにもかかわらず、取締役会決議を経ていない取引の効力に関する判例法理の理解及び当該判例の本件への適用について

【問題2】

○ 出題の趣旨

株主総会決議取消しの訴えと株主総会決議不存在確認の訴えは、ともに株主総会決議の効力を争うための訴訟であるなどの共通点を有するが、訴えの性質などの点で異なることを理解しているかどうかを問う問題である。

○ 配点

問題文参照

○ 採点基準

主に以下の事項に関する記述を中心に評価する。

ただし、以下の事項以外に関する記述であっても、合理的である場合には加点する。

・株主総会決議取消しの訴えと株主総会決議不存在確認の訴えは、ともに株主総会決議の効力を争うための訴訟であること

・不存在事由として著しい手続上の瑕疵が主張される場合には、取消事由と類似し得ること

・決議取消しの訴えは形成の訴えであるが、決議不存在確認の訴えは確認の訴えであること

・決議取消しの訴えには提訴期間の定めがあるが、決議不存在確認の訴えには提訴期間の定めがないこと

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

出題趣旨・配点・採点基準【刑法】

第1問は事例問題である。行為者のどの行為につき何の罪が成立しうるか、その際にどのような論点が生じうるか、その論点に対してどのような規範を立てるべきで、どのような事実関係を拾い上げるべきか、といったポイントを押さえて、論証を行う必要がある。本問では、甲の暴行行為とAの死亡結果との間にA自身の治療拒否という介在事情が存在していることから、死亡結果との関係で因果関係が肯定されうるかが問題となる。甲の行為が頸部血管損傷という人を死亡させる危険性の高い傷害を生じさせるものである一方、医師が制止したにもかかわらずAが治療を拒否して暴れたという一種異常な事情が介在していることを踏まえて、これらの事情が因果関係判断にどのような影響を持ちうるのか、適切に論証する必要がある。

第2問は、「不法原因給付物の横領」という論点につき、特定の結論に至る見解の理論的根拠を問うものである。不法原因給付物にあたる場合、民法708条の適用により、委託者に返還請求権が認められないこととなるので、その場合にもなお委託者に所有権が残存していると言えるかが問題となる。問題文で指示のある通り、ここには、横領罪の成否をめぐる見解の対立が見られる。判例は、かつて返還請求権の存在は横領罪にいう「他人」性要件に必須ではないとして横領罪の成立を認める判断を示していた（最判昭和23年6月5日刑集2巻7号641頁）が、その後、不法原因給付物につき受贈者に所有権を肯定する民事判例（最大判昭和45年10月21日民集24巻11号1560頁）が出たことから、昭和23年判決の先例性は失われているとの分析も見られ、否定説はこの点を踏まえ、横領罪の成立を否定すべきとする。これに対して、肯定説は、前記刑事判例と民事判例とが矛盾しないことを前提に、論証を行なっている。論者によってその論拠にはバリエーションが見られ、本問で問われているのは、上記した判例の変遷を踏まえた上で、各論拠の内容を説明することである。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

出題趣旨・配点・採点基準【刑事訴訟法】

・ 出題趣旨

横浜地裁令和1年11月20日判決の判旨を読ませた上で、強制採尿のための留め置きと関連付けながら、任意捜査の限界と違法収集証拠の証拠能力の理解を問う質問を四問に分けて出題した。

・ 配点

問題文に記載のとおり。

・ 採点基準

知識問題については解答の正確性に応じて、論述問題については、知識の正確性及び論理的思考力に応じて採点を行った。